

## 議員説明会 会議録

### 1 開催日時

令和6年2月20日（火曜日） 午前11時20分 ～ 午前11時43分

### 2 件名

(4) 花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】の改訂について

### 3 議事録

#### (瀬川総務課長)

では、お待たせをいたしました。続きまして、第4番「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】の改訂について」ご説明を申し上げます。

#### (布臺財務部長)

それでは、「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】の改訂について」御説明いたします。

資料をたくさん配布していますが、今回の改訂は非常にシンプルな次の二つの事項から成ります。

資料No.1では、まず右の方に花巻市の対応ということで書かれておりますが、現実施計画は令和5年度末、この3月をもって終わるということで、令和6年度から4年間の新しい計画を作るということなんですけれども、そのために基本的な数値の時点修正を行うという内容がまず一つになります。

それから左の方にありますが、国の動きと書いておりますけれども、国、総務省の方からこれまでのルール、こういう項目を追加してくださいという通知が来ておりますので、改訂に当たっては、ほぼ総務省の通知に基づいて新しい項目を入れるということで、基本的に今回の改訂については、現在の基本方針編の内容を大きく変えるものではないと、マイナーチェンジといいますか、そういう内容だということを、まず冒頭に申し上げておきたいと思います。

では計画については、小原契約管財課長の方から説明をさせていただきます。

#### (小原契約管財課長)

それでは、私の方から計画について御説明をさせていただきます。

事前に配布しております、資料No.1をご覧ください。

まず、本計画基本方針の策定経過であります。平成26年4月の総務大臣から地方公共団体に対しての通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」による策定要請を受けまして、平成29年3月に、平成29年度から令和38年度までの40年間の計画期間とする本計画を策定し、以後この方針に即した施設総量の削減等に取り組み、その毎年度の取組状況につきましては、「公共施設白書・簡易版」として、市ホームページ上で、市民皆様にもお知らせしてきたところであります。

この計画の位置づけにつきましては、資料No.3の「(素案)」という分厚い資料の2ページ目の下段に図を掲載しておりますが、過日、議決をいただきました「第2次花巻市ま

ちづくり総合計画長期ビジョンを上位計画としつつ、この基本方針編につきましては、国が要請する「公共施設等総合管理計画」として、他の関連計画等との整合を図りながら、市が所有する施設等全般の「マネジメントに関する基本方針」を定める計画と位置付けてございます。

そして、この基本計画編の下には、「建物施設」と「インフラ施設」について、それぞれ個別施設計画が定められておりまして、令和2年10月に策定した、本計画の「実施計画編・第1次」につきましては、内容として重複記載はしておりますが、基本的には長寿命化計画などの名称で個別に計画を策定している「市営住宅、学校施設公園施設、消防施設、以外の建物施設」に関する、施設ごとの具体的な対応方針を定める計画となっております。

なお、現在の実施計画につきましては、先ほど部長から説明があったとおり、計画期間を令和2年度から令和5年度までとしており、次期実施計画については、令和6年度から令和9年度までを想定し、本日説明のありました令和6年度予算を反映し、今後策定予定の「まちづくり総合計画・前期アクションプラン」との整合が不可欠でありますことから、その策定の後、令和6年度の上半期を目途に、基本方針編と同様の市民参画手続を経て、策定してまいりたいと考えているところであります。

次に、今般の基本方針編の改訂趣旨につきましては、資料No.1の左側に記載しておりますとおり、国が平成26年に通知した「策定指針」、これを改訂した旨の通知が、平成30年2月と令和4年4月の2回にわたってございました。

この中で、公共施設保有量や有形固定資産減価償却率の推移、地方公会計の活用などの事項を、新たに「計画に記載すべき事項」として示し、いずれも令和6年3月末までに現計画に追加するよう要請がありました。

このため、今般の改訂内容につきましては、この国からの要請に基づく項目追加と改訂の機会を捉えての時点修正を行うものでありまして、策定当時に設定した基本的な方針についての変更は、ないところでございます。

また、左側の一番下に米印で示しております「国指針改訂③」と書いてある部分になりますが、昨年10月には国から更なる指針改訂の通知がございました。

この内容は、全国の自治体が計画策定に苦慮しているという声を受けての要件緩和であります。具体的には「各個別施設計画で定める数値目標や将来推計などについてはそれぞれの計画内の掲載場所を明記することで良いとする」などの内容であります。

本市の学校施設や公営住宅、消防施設、公園の各個別施設計画の推計は、実は本年度において、いずれも現在数値などの見直し作業を行っている途上でもあり、この基本方針編においては国の示す方法により、個別施設計画の掲載場所のみを明記することとしております。

次に、改訂の主な内容について、資料No.2「改訂の概要版」によりご説明いたします。

資料No.3及び資料No.4についても、併せてご覧いただくようお願いいたします。

資料No.2、概要版の左側「本市の公共施設を取り巻く現状」につきましては、資料No.3の本編57ページ、「将来人口の推計」に関する時点修正であります。昨年12月に改訂いたしました「花巻市人口ビジョン」における人口推計値から、今後も一貫して人口減少が見込まれること、下段は本編の29ページ、「建築年別分布」の時点修正でありまして、本市の公共施設の特徴といたしましては、築20年から29年の建物が26.4%と最も多く、これ

らを含めた施設の今後10年間で見ますと、約8割が築30年以上の施設となり、老朽化が今後も進んでいくことが懸念される旨を示しております。

同じ資料の右側は、資料No.3、本編の主な改訂内容となっております。

本編第1章の1ページでは、今般の改訂趣旨を追加記載してございます。

「第4章 計画の推進」部分、本編23ページでは、「計画のロードマップ」といたしまして、庁内での推進方法を示してございます。

この中で、公共施設マネジメント担当課におきましては、これまでと同様に、「公共施設白書・簡易版」を毎年更新いたしまして、取組状況を「見える化」していくほか、基本方針編は、国からの要請や大幅な状況の変化等に応じて、必要に応じて改訂を行ってまいります。

実施計画編につきましては、総合計画アクションプランと計画期間を整合しながら、4年ごとに策定してまいります。

個別施設計画につきましては、用途別に施設所管課が策定又は改訂しながら、計画を推進してまいります。

地方公会計の活用につきましては、財務書類や固定資産台帳との整合を図りながら、これらの情報を、施設の管理運営や計画の推進などに活用してまいります。

同じ資料の裏面は、本編中、資料編の主な改訂内容になります。

28ページの「用途別建物施設の保有状況」につきましては、時点修正の内容となっております。

31ページの「有形固定資産減価償却率の状況」であります。この指標については、数値が大きいほど建物施設の老朽度が高いといった指標でありまして、総務省が公開しております「令和2年度財政状況資料集」では、本市の数値は59.8%であり、この割合については、全国平均の62.1%をやや下回って、県内平均58.4%をやや上回る状況となっております。県内平均が本市よりも低い状況につきましては、沿岸市町村が震災復興事業によりまして、新しい施設整備が集中的に行われているといったことが主な要因として挙げられます。

36ページからの「本計画を踏まえた対策の実績」部分につきましては、この基本方針編を策定した平成29年度から令和3年度までに取り組んだ、建物施設の建替えや解体などの実績を、一部抜粋して掲載した表になります。

右側43ページ部分は、「数値目標の設定」であります。

この計画策定時に基礎資料といたしました平成27年時点から、資料左下の表に示すような、令和4年までの解体や譲渡などの対策によりまして、その実績は、延床面積の総量が2,940㎡、0.6%の減少という結果となりました。

第1次実施計画の中では、策定時点で629の個別施設ごとに、それぞれ維持や改築、廃止、解体などの方針を定めておりますが、この施設ごとの方向のうち、施設総量の削減に影響する「解体又は譲渡」とした施設の延べ床面積については、38,021㎡ほどとなりまして、この定めた方針に沿って、総量削減の対策を今後も進めた場合には、令和4年度から令和38年度末までの間に、7%ほどの削減が見込まれるという試算結果を示しているものであります。

その下、「公共施設等の更新改修費用の見通し」部分につきましては、48ページの学校

や住宅など、個別施設計画のある施設、以外の建物施設に関する試算となります。

令和6年度から令和38年度までに建物施設が法定耐用年数を迎える経過するタイミングにおいて、単純更新して建て替えた場合と第1次の実施計画で定めた方向性を反映した場合、これらを50ページに掲載している単価表を用いて単純計算し、比較した表でありまして、この比較におきましては、後者の場合が約500億円の削減ができるという試算結果になったということを示してございます。

62ページに掲載している内容でございますが、「充当可能な地方債、基金等の財源についての考え方」につきましては、「まちづくり総合計画長期ビジョン」と同様の記載内容で追加した項目となっております。

資料No.1に戻っていただきまして、最後に、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

年度末ギリギリのスケジュールとなっておりますが、明日21日からは、パブリックコメント、3月14日からは市内4地区での市民説明会、3月21日からは地域自治推進委員会と各地域協議会で、市民皆様のご意見等を募りまして、その意見の内容から、計画に大幅な変更を要する場合にあっては、改めて議員説明会を開催し、報告させていただきながら、最終案につきましては、市長決裁を経て策定し、市民意見の反映状況を含めまして、市のホームページでの公表を予定しているところでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

#### (瀬川総務課長)

説明が終わりました。ご質問ご意見等ございましたら挙手の上お願いいたします。

似内一弘議員。

#### (似内一弘議員)

はい。先ほど布臺部長からマイナーチェンジだというお話がありましたので、文言の整理というふうには思いましたけれども、確認のために2点ほど質問させていただきます。

22ページ、計画の推進のための「庁内の推進連携体制」で、図を見ますと、「公共施設マネジメント推進委員会(仮称)」というふうになっています。この部分については改訂がなくて、平成29年3月に策定したときと変わらないのですが、実際にこの公共施設マネジメント推進委員会というのは、現在どのような状況になっているのかお伺いいたします。

#### (小原契約管財課長)

お答えいたします。

22ページに記載しております「庁内の連携体制」として、「公共施設の再編(複合化等)に当たっては、庁内の連携が不可欠…」の部分に記載している「公共施設マネジメント推進委員会(仮称)」は、策定後、設置はなく、現在も委員会は設置していないところです。

マネジメント担当課と施設所管課のほか、企画・政策部門、人事・組織、財政部門が連携し、情報共有していくという流れに加えて、複合施設等を整備するような、多くの部がまたがる、部局横断的な検討が必要な場合には、その時点で、このような推進委員会を設置して、検討を進めていくことを想定しているというものであります。

よって、これまでは、そのような事案がなかったために、現時点では設置していないという状況であります。

(似内一弘議員)

はい。将来的には作る見込みがあるというものだというふうに理解をしました。「組織横断的な検討」という話があったので、これは私は必要に応じて作るというか、今でもやってこの計画の推進というか、今後、実施計画の方もあると思うので、そういったときに必要かなと思います。了解をいたしました。

もう一点です。43ページ、「数値目標の設定」についてです。

これは先ほど説明のあった、やっぱり国の指針等から入れなければならないものかなということの設定したものと思うんですけども、これの基準が、令和4年4月1日時点の基礎資料から第1次実施計画の建物施設の方向性に基づく将来の削減面積の試算結果ということになります。今後、第2次の計画が、今年の8月頃に予定されているということなので、そうしますと、この数値って変わってくるというふうに思うんですが、これが変わった場合に、基本方針は、例えば、それに依拠して改訂するかどうか、その点について伺います。

(瀬川総務課長)

小原課長。

(小原契約管財課長)

お答えいたします。

お話のあったとおり、第2次の実施計画編は、これからの策定ということで、実際にどの程度、第一次の方向性が変わってくるかというのは、今後アクションプランと擦り合わせながらの見直し作業となるので、現時点では見えないところでございます。

その上で、今の段階で数値目標の7%を改訂するかどうかについて、決めてはいたところですが、その状況から、大幅に数値がズレるような場合には、改訂についても検討する必要があるものと考えます。

(瀬川総務課長)

よろしいでしょうか。

(似内一弘議員)

はい。ありがとうございます。

(瀬川総務課長)

他、ございますか。櫻井議員。

(櫻井肇議員)

私もそこが聞きたかったんですが、629の個別施設ごとに維持、見直しということの施設

方針を定めていますということではありますが、そうしますと、今のところまだ何とも言えないということなんでしょうか。次のこの実施計画も作らなきゃならないでしょ。しつこいようですが大幅に変更があるんだろうかということなんです。

そうですね。気になるのは、その辺の見通しというか、何回も同じことをお聞きして申し訳ないんですが、お願いします。

(瀬川総務課長)

小原課長。

(小原契約管財課長)

お答えいたします。

今後策定する第2次・実施計画につきましては、基本的には、第1次実施計画で示した方向性に関して、策定時以降に方針変更のあったものに関する時点修正となります。よって、現時点では、それほど大幅な変更になるとは見込んではいないところです。いずれ、これからの作業として、今後、令和6年度予算を反映して策定されるアクションプランとの整合を図り、関係課とも調整しながら進めていくというものです。

(瀬川総務課長)

よろしいでしょうか。

(櫻井肇議員)

はい。

(瀬川総務課長)

他にございますでしょうか。

それでは、4番目「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】の改訂について」は終わらせていただきます。

それでは、今回ご説明をさせていただきました4点につきましての説明が終わりましたので、これをもちまして議員説明会を終了させていただきます。

お忙しいところ大変ありがとうございました。